

低圧電気取扱業務特別教育

学科+実技1時間（開閉器の操作のみの業務）

安衛法第59条の定めるところにより、安衛則第36条に該当する低圧電気取扱業務に労働者を従事させる場合、事業者は自らの責任において特別教育規程に基づいた「電気取扱業務に係る特別教育」を実施しなければならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって教育を実施するものですが、実技については「開閉器の操作のみの業務」1時間行います。

したがって、「低圧の活線作業及び活線近接作業の業務」については、この教育の他に事業者から実技教育を受けて、法で定める教育（実技教育7時間以上）を修了する必要があります。

（*低圧とは、交流にあつては600V以下、直流にあつては750V以下である電圧をいう。）

（安全衛生法第59条 安衛則第36条第4号）

1. 受講資格 特に制限はありませんが、18歳以上でなければ当該業務に就かせることはできません。

2. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
平成30年7月20日(金) 8時45分より (受付 8時30分より)	出雲市塩冶有原町2-15 出雲市民会館 301号室	60名

※ 一定人数未満の場合は中止をする場合がありますので予めご了承ください。

3. 科目・時間割 <学科7時間・実技1時間（開閉器の操作の業務のみ）>

科目	時間割
オリエンテーション	8:45 ~ 8:50
低圧の電気に関する基礎知識	8:50 ~ 9:50
<休憩>	9:50 ~ 10:00
低圧の電気設備に関する基礎知識(休憩10分含む)	10:00 ~ 12:10
《昼食・休憩》	12:10 ~ 13:00
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	13:00 ~ 14:00
<休憩>	14:00 ~ 14:10
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(休憩10分含む)	14:10 ~ 16:20
<休憩>	16:20 ~ 16:30
関係法令	16:30 ~ 17:30
<休憩>	17:30 ~ 17:40
開閉器の操作の業務（実技）	17:40 ~ 18:40

4. 受講料・テキスト代

区分	受講料	テキスト代	計
受講者の別			
会員事業場の受講者	7,776円 (本体7,200円+税)	702円 (本体650円+税)	8,478円
その他の受講者	9,828円 (本体9,100円+税)	702円 (本体650円+税)	10,530円

5. 申込方法・注意事項

別紙受講申込書によりお申込ください。

別欄「受講申込手続き等」をご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

7. 修了証の交付

受講修了者には所定の「特別教育修了証」を交付します。

8. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書(健康保険証等)」を必ずご持参ください。(*個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)

9. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

開催月日

平成30年7月20日

低圧電気取扱業務特別教育 受講申込書

※受講 番号	ふりがな	住 所	生年月日	※ 修了証 番号
	氏 名			
		〒 (-)	S H 年 月 日	
		〒 (-)	S H 年 月 日	
		〒 (-)	S H 年 月 日	
		〒 (-)	S H 年 月 日	

島根労働基準協会加入の有無

有

無

上記のとおり申し込みます。

受講料等納入方法

月 日

振込・現金

円

(裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。)

平成 年 月 日

(一社)島根労働基準協会長 殿

〒 (-)

事業場所在地

事業場名称

代表者職氏名



TEL _____ FAX _____

※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。